明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○接続料規則の一部を改正する省令（総務一）　一
〔告　示〕
○道路に関する件（関東地方整備局一四、一五）　一〇
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（同一六）
○都市計画に関する件（同一七、一八）
○道路に関する件（北陸地方整備局二～四）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一一
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五一
五四

省令

○総務省令第二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十五日

総務大臣　山本　早苗

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二中

き線管路総延長	139,360	km	を
き線管路総延長	137,305	km	に、
電線共同溝総延長	1,470	km	を
情報ボックス総延長	7,459	km	を
電線共同溝総延長	1,488	km	に、
情報ボックス総延長	7,760	km	
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置10G）	6	ユニット／架	を
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置10G）	3	ユニット／架	に、
架当たり156Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置10G）	384	156M I F／架	を
架当たり156Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置10G）	144	156M I F／架	に、
分岐挿入伝送装置10Gユニット電流	12.1	A／ユニット	を
分岐挿入伝送装置10G架面積	0.954	m^2／架	
分岐挿入伝送装置10Gユニット電流	8.3	A／ユニット	に、
分岐挿入伝送装置10G架面積	2	m^2／架	
土地単価時点補正係数（北海道）	0.8345	—	
土地単価時点補正係数（青森県）	0.7878	—	
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7959	—	
土地単価時点補正係数（宮城県）	0.8808	—	
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.7899	—	